

# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第1295号)

平成27年4月10日

横情審答申第1295号

平成27年4月10日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問  
について（答申）

平成26年9月12日教人児第923号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「相談者からの聞き取り記録」の個人情報一部開示決定に対する異議申立て  
についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「相談者からの聞き取り記録」を個人情報一部開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「相談者からの聞き取り記録」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成26年6月23日付で行った個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第22条第3号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件個人情報は、教育委員会事務局指導部人権教育・児童生徒課（以下「人権教育・児童生徒課」という。）の担当職員が、異議申立人（以下「申立人」という。）による不適切と思われる行為（以下「本件事案」という。）を受けた教育相談事業に関わる職員（以下「本件相談者」という。）から聞き取った相談内容及び意向（以下「本件聞き取り記録」という。）並びにその対応について記録したものである。本件事案について、本件相談者のプライバシーを最大限保護するのはもちろんのこと、相談をしたことで本件相談者が不利益に取り扱われることのないよう十分に留意する必要がある。

したがって、本件聞き取り記録は、本人開示請求者以外の個人の内心の秘密に係る情報であり、開示することにより、本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、本号に該当する。

また、本件聞き取り記録は、申立人が主張する健康等を保護するために開示することが必要である情報と認めることはできず、本号ただし書イには該当しないものと判断し、非開示とした。

- (2) 申立人は、本件聞き取り記録については、先に、教職員の任免、分限、懲戒、服務その他の人事に関することを所掌し、当該学校を所管する学校教育事務所（以下

「学校教育事務所」という。)において開示決定された文書との整合性を図り、開示すべきと主張している。

しかし、学校教育事務所が開示決定した教職員の不適切と思われる行為についての文書は、本件相談者と申立人双方への事実関係の確認に基づき、校長が作成し、人事担当課となる学校教育事務所へ提出した報告書であり、本件相談者からの本件事案に係る相談内容そのものではない。

よって、本件個人情報、その内容や性質が異なるため、決定に相違があってもしかるべきものとする。

- (3) 申立人は、本件相談者の氏名を開示したことが条例第22条第3号の規定を根拠とした非開示理由に相反すると主張しているが、申立人は、本件相談者から申立人に係る本件事案の相談が寄せられていることを校長から知らされていることから、当該氏名については開示したものである。

#### 4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件個人情報の全部を開示するよう求める。
- (2) 申立人に関わる保有個人情報については既に学校教育事務所から開示を受けている。開示された文書が作成される上でその基となった本件個人情報については、開示された文書との整合性を基に開示されるべき部分が十分にあるはずである。同じ実施機関でありながら、一方で全部開示、一方で一部開示という二重の基準になっているといわざるを得ない。
- (3) 人権教育・児童生徒課が本件処分について十分な論議をしているとは思えない理由の一つは、本件個人情報の内容部分を非開示としたのに対し、本件相談者の氏名は開示したことである。
- (4) 申立人は本件事案について長期にわたり関わりを余儀なくされている。申立人は管理職から度重なる事情聴取を受け、また学校教育事務所との間で長時間のヒアリングを始めとする数回の意見交換の場を設けざるを得なかった。申立人は相当時間の拘束を余儀なくされ、健康を害し、職務にも支障を来している。
- (5) 本件事案は、案件として成立せず終了しているものである。それにもかかわらず、人権教育・児童生徒課は一方的に申立人を「加害者」、本件相談者を「被害者」と決めつけている。人権教育・児童生徒課がなぜそのような判断を下したのか、

申立人には知る権利がある。

- (6) そもそも人権教育・児童生徒課は指導部署であって、本件事案のような教職員の人事案件を扱う部署ではない。ところが本件事案について校長の報告書の作成を指示し、関わってきたのは人権教育・児童生徒課である。その後、突如本来の人事担当課である学校教育事務所に移管され、公平・公正な事情把握が行われ現在に至っている。移管される前の人権教育・児童生徒課の対応は、公平・公正に事情を聞き取るという姿勢とはかけ離れたもので、申立人を「加害者」と決めつけ、その証拠集めに終始したものであった。これは、これまで司法の場等でも度々問題になったえん罪を作り出していく手法そのものであり、このようなことが二度とあってはならないと考える。
- (7) 人権教育・児童生徒課は、「本件聞き取り記録は、申立人が主張する健康等を保護するために開示することが必要である情報と認めることができず、本号ただし書イには該当しない」と説明している。これまで一度も申立人と直接会って話をしていない人権教育・児童生徒課が、何を根拠としてこのような判断を下したのだろうか。本件事案によって申立人の生活は大いに翻弄され、申立人は健康を著しく害したのである。そのようなことを知ろうともせず、一度も話を聞こうとしない人権教育・児童生徒課が、一方的に上記の判断を下した根拠を示すことを求める。
- (8) 実施機関は「本件聞き取り記録は、本人開示請求者以外の個人の内心の秘密に係る情報」であるという理由で開示できないといているが、本件相談者が事実を述べた部分については開示できるはずである。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件個人情報について

本件個人情報は、人権教育・児童生徒課の担当職員が本件事案を受けた本件相談者から、電話又は面談により相談を受けた際に経緯を記録したものであり、本件相談者から聞き取った相談内容及び意向、実施機関の対応等が記録されている。

実施機関は、本件聞き取り記録を条例第22条第3号に該当するとして非開示としている。

### (2) 条例第22条第3号の該当性について

ア 条例第22条第3号本文では、「本人開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより

より、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができると規定している。もっとも、本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」及び「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」については、本号本文に規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 当審査会が本件聞き取り記録を確認したところ、担当職員が相談業務において本件相談者からの相談に応じ、本件相談者の感情表現を原文のまま記録していることが認められた。

本件聞き取り記録は、本件相談者の内心の秘密に係る情報であって、このような情報は、本件相談者にとっては、申立人にそのまま開示されることを想定しない情報であると考えられることから、これを開示することにより本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあり、本号本文後段に該当する。

ウ 次に、本号ただし書アの該当性について検討する。

申立人は、先に開示された学校教育事務所の文書との整合性を図った上で、本件聞き取り記録も開示すべきであると主張している。この点について検討するため、当審査会が学校教育事務所の文書を確認したところ、横浜市立学校の管理運営に関する規則（昭和59年4月横浜市教育委員会規則第4号）第32条に基づき、校長が教育長あてに報告するために作成した文書であることが認められた。一方、本件聞き取り記録は本件相談者から聴取した内容について詳細かつ具体的に記録されたものであり、一体として本件相談者の個人情報であるといえる。

このように、両者は作成された目的や経緯が異なっており、その内容に関する開示、非開示の判断については、それらの目的等を踏まえ、個別具体的に慎重な判断が求められるものである。そうすると、当審査会としては、学校教育事務所の文書が開示されたことを理由に、ただちに本件聞き取り記録が開示されるものと認めることはできない。

したがって、本件聞き取り記録は本号ただし書アには該当しない。

エ 申立人は、本件事案に係るヒアリング等で相当時間の拘束を余儀なくされ、健

康を害し、職務にも支障を来しているとして本号ただし書イの該当性を主張している。

本号ただし書イの規定は、当該情報を開示することにより保護される人の生命、健康、生活等の利益と、これを開示しないことにより保護される個人の権利利益を比較衡量し、前者の利益が後者のそれを上回るときにはこれを開示する趣旨である。本件聞き取り記録は、本件事案について本件相談者から聞き取った情報であり、本件相談者の内心の秘密に係る情報である。よって、開示することにより保護される申立人の生命、健康、生活等の利益と、当該情報を開示しないことにより保護される本人開示請求者以外の権利利益を比較衡量した場合に、前者の利益が後者のそれを上回るとまではいえないため、本号ただし書イには該当しない。

また、当該情報は本号ただし書ウにも該当しない。

オ その他、申立人は種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

カ なお、本件事案のような性格の相談内容を公にすることは、相談者にとって相談内容の秘密が守られないおそれがあると考えられなくもないため、相談をちゅうちょするようになることが推測される。その結果、このような相談・苦情対応業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも考えられるため、実施機関は条例第22条第7号の該当性についても慎重に検討する必要がある。

### (3) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件聞き取り記録を条例第22条第3号に該当するとして非開示とした決定は、妥当である。

### (第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 三輪律江

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成26年9月12日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成26年9月18日 (第176回第三部会) 平成26年9月25日 (第255回第一部会) 平成26年10月10日 (第260回第二部会)	・諮問の報告
平成26年10月27日	・異議申立人から意見書を受理
平成27年1月9日 (第263回第二部会)	・審議
平成27年1月23日 (第264回第二部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成27年2月6日 (第265回第二部会)	・審議
平成27年3月2日 (第266回第二部会)	・審議